

建設工事等入札参加資格停止状況一覧表（令和8年8月24日現在）

登録番号	商号又は名称	所在地	要綱該当条項	対応 の 内容	対応期間	備 考
700040	株式会社クリーン工房	埼玉県 さいたま市	・別表第2第8号 ＜不正又は不誠実行為＞	3 月	R8. 6.19 から R8. 9.18 まで	当該業者の代表取締役(当時)は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。 これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役(当時)は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。 以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
700580	日本ハイウェイ・サービス株式会社	東京都 千代田区	・別表第2第3号ロ ＜独占禁止法違反＞	6 月	R8. 6.19 から R8.12.18 まで	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
700727	株式会社竹中土木	東京都 江東区	・別表第2第7号 ＜不正又は不誠実行為＞	1月	R8. 8.19 から R8. 9.18 まで	当該業者の使用人は、西日本高速道路株式会社発注の耐震補強工事の作業所長として施工管理等を行っていたが、令和7年8月5日に発生した労働災害に関して、協力会社と共謀し、労働基準監督署に事実と異なる報告をしていたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受けた。 以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。